

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和3年5月10日付けで専決処分したので報告する。

令和3年 5月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

下水道施設による事故の損害賠償の額の決定

理 由

下水道施設による事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定に基づき事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年5月10日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、市が管理する下水道施設による事故の損害賠償の額を次のとおり決定する。

### 1 損害賠償の額

736,848円

### 2 事故の概要

令和2年3月25日、市が管理する下水道施設において、小口径柵の蓋周辺が割れていたことにより、蓋が落ちていた。このことにより、菜の花を鑑賞していた被害者の右足が柵に落ち込み、打撲及び切り傷を負った。

協議の結果、治療費、交通費、休業補償等の費用を支払うことで相手側と合意した。

### 3 損害賠償の支払いについて

賠償額の全額を、本市が加入している市民総合賠償補償保険より相手方に支払う。